

北里大学保健衛生専門学院休学に関する細則

平成20年10月9日 制定

平成23年 4月1日 改正

(趣旨)

第1条 この細則は、北里大学保健衛生専門学院学則第17条第5項の規定に基づき、北里大学保健衛生専門学院（以下「本学院」という。）の休学の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 休学とは、本学院の学生が、在籍したままで第3条に規定する事由により、学院長の許可を受けた上で、6ヵ月以上授業を受けない状態をいう。

(休学の事由)

第3条 休学の事由は、次のとおりとする。

- (1) 病気・怪我（6ヵ月以上も回復が困難で、授業を受けることができないと医師が診断したもの）
- (2) 経済的理由（学費の納入が6ヵ月以上にわたり困難であると認められもの）
- (3) 留学（準備を含め6ヵ月以上留学するもの）
- (4) その他学院長が必要と認めたもの

2 休学は、復学することを条件とする。

(休学手続)

第4条 休学を希望する者は、あらかじめクラス担任などの指導助言を受け、所定の様式（様式第1）に、その事由を具して、保証人連署の上、学院長に願い出なければならない。

2 学院長は、前項の願い出があった場合、提出書類及びその事由を確認した上で、教師会の議を経て、これを許可する。

3 休学の事由が前条第1項第1号に該当する場合、医師の診断書を添付するものとする。

4 学院長は、休学を許可した者に対し、休学決定通知（休学許可証。様式第2）を交付する。

(休学の期間)

第5条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由があるときは、許可を得て更に1年以内に限り、休学することができる。

2 休学の年数は、修学年限の範囲内とする。

3 休学の期間は、在学の期間に参入しない。

(休学期間中の学費)

第6条 休学期間中の学費は、学則第25条第5項及び学費の納入及び学費の取扱いに関する規程に定めるとおりとする。

(細則の改廃)

第7条 この細則の改廃は、教師会において決定する。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。